

平成19年5月臨時県議会付議案

議案第 1号 専決処分の承認について

(1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定めた料金の上限の認可について

(平成19年4月2日専決)(産業開発課)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターがその業務に関して料金を徴収するに当たり、料金の上限について、認可するものである。

・試験分析手数料 1単位につき 104,800円 ほか

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年4月13日専決)

(病院局総務課)

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金862,678円を和解の相手方に支払う。

概 要：平成17年6月30日、厚生病院の医師が和解の相手方に行った腔式単純子宮全摘出・腔形成手術に起因して、左尿管通過障害を引き起こしたものである。

議案第 2号、3号 鳥取県監査委員の選任について(職員課)

次の者を鳥取県監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議会の議員のうちから選任する監査委員：伊 藤 保
稲 田 寿 久